

4月より子育て支援をさらに充実！

ショートステイ (子育て短期支援)

家庭での養育が一時的に困難となった場合に、乳児院・児童養護施設において原則7日以内で児童をお預かりし、家庭での子育てを支援します。

■対象

市内に居住する児童で、次の理由によって、家庭での養育が一時的に困難となった場合

- ・保護者の疾病
- ・保護者の育児疲れ、育児不安等による身体上または精神上的の疲れや不安
- ・保護者の出産、看護、事故、災害、失踪等
- ・保護者の冠婚葬祭、転勤出張または学校等の公的行事への参加等
- ・経済的問題等により緊急一時的に保護を必要とする場合

■利用の申請

印鑑をご持参のうえ、遅くとも利用日の7日前までにこども福祉課に申請してください（緊急の場合は要相談）。

児童が病気の場合や、施設の利用状況などにより、利用できない場合があります。

■問い合わせ先

こども福祉課(石橋庁舎)
☎(52)1114

■入所費用の負担（一人一泊当たり）

年齢区分	利用者負担区分	利用者負担額（円）
2歳児未満 慢性疾患児	生活保護世帯	0
	市民税非課税世帯	1,100
	その他の世帯	5,350
2歳児以上	生活保護世帯	0
	市民税非課税世帯	1,000
	その他の世帯	2,750

- ・市民税非課税のひとり親家庭等の場合は、生活保護世帯の負担額になります。
- ・その他の世帯のひとり親家庭等の場合は、市民税非課税世帯の負担額になります。

■お預かりする施設

区分	施設名	所在地
乳児院	宇都宮乳児院	宇都宮市竹林町945-1
	すみれ乳児院	小山市駅東通り1-10-2
児童養護施設	ぎずな	宇都宮市睦町3-7
	ネバーランド	鹿沼市下奈良部町1-81

育児ママ・パパ リフレッシュ利用券

1歳未満の在宅乳児を養育する保護者の方が、美容室などでのリフレッシュ、冠婚葬祭、通院などで乳児を一時的に預けたいときに保育園等を利用できる「育児ママリフレッシュ利用券」（12時間分）を発行してまいりました。

この「育児ママリフレッシュ利用券」は、平成27年4月より、対象を3歳未満まで、発行時間を36時間と拡大し、「育児ママ・パパリフレッシュ利用券」として新制度に変わります。新制度は、平成27年4月以降に生まれた乳幼児から適用されますが、平成24年4月から平成27年3月末までに生まれた乳幼児にも経過措置として出生年月に依りて一定時間数の利用券を発行します。

■対象者

下野市に住所を有し、保育園等（認可外保育施設や児童福祉施設を含む）に入所していない、生後3か月から3歳未満の健康な乳幼児を養育している保護者の方

■申請方法

申請書をこども福祉課（石橋庁舎）にご提出ください。申請の際には、印鑑が必要となります。

※申請書は、こども福祉課に用意してあります。また、市ホームページよりダウンロードすることもできます。※郵送での申請、市民課窓口での申請は受け付けておりません。

■利用方法

①予約
利用日の1週間前までに希望の保育園へ直接電話にて予約を取ってください。

②乳幼児の面接
利用する保育園へ育児ママ・パパリフレッシュ事業利用決定通知書を提示し、面接を受けてください。

③利用当日
利用開始時に、利用券の提示をお願いします。利用券をお忘れになると、各保育園の規定料金がかかりますのでご注意ください。

■利用上の注意

・利用時間は1回につき最大4時間までとなります。